

公契約法の制定を速やかに実施することを求める意見書

近年の景気低迷、公共事業の減少による受注競争の激化に伴い、特に下請の労働者にそのしわ寄せが生じ、労働条件の悪化、賃金の低下を招いています。東京など大都市圏においては活況を取り戻しつつありますが、地方経済は依然として厳しい状況であり、この状況が都市圏への職人の流入を招き、忙しいのに賃金単価が逆に下がってしまう状況さえ起きています。

この問題を解決する手段の一つとして、公契約法を制定し、適正な労働者の賃金、労働条件が確保されることが必要であると考えます。公契約法は、自治体などが民間に発注する契約のもとで働く労働者の賃金・労働条件を確保することを直接の目的とするものですが、同時に欠陥等のない良質な事業を推進するうえでも有効な制度です。諸外国では、1949年にILO94号条約（公契約における労働条項に関する条約）を決議して以来、59カ国で批准され、法律や条例が制定されています。

新宿区議会では、地元建設業協会加盟の事業所等との懇談会を通して、公契約法に期待する声の高まりを実感するところです。

よって、速やかに公契約法を制定されることを要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成18年3月23日

新宿区議会議長 小畑 通夫

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣

あて